

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、貨物配送運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、貨物の配達中、顧客先のカーペットにつまずいて転倒し、負傷した。同日、D病院に受診し、「右足関節脱臼骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。
- 3 請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。
- 4 請求人は、前回処分に係る障害等級を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は前回処分を取り消す旨の決定をしたことから、監督署長は、障害等級を第10級に変更し、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 本件は、請求人が本件処分の障害等級を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、歩行が困難になり、走ることもできなくなった、重量物が持てずに業務に支障があるとして、障害等級第10級との判断に不服があるとしている。

(2) 請求人の右足関節の可動域について、E医師の平成〇年〇月〇日付け診断書、F医師の同年〇月〇日付け意見書においては、それぞれ健側可動域の2分の1以下に制限される状態にあるとされている。

したがって、当審査会としても、請求人の右足関節の機能障害は、決定書理由に説示するとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当し、障害等級第10級の10に該当すると判断する。

(3) 一方、右足趾の関節可動域については、G医師によると、いずれも健側可動域の2分の1以下には制限されていないとしている。

この点、請求人は、痛みがあるにもかかわらず無理に測定されたと主張するが、労災保険法の障害認定における関節可動域の測定は、認定基準において、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」に従い、原則として他動運動による測定値によることとされていることから、当審査会としても、G医師による上記測定値は妥当なものであると判断する。

(4) 請求人の右足の疼痛について、E医師は、前記診断書において、障害の状態として右足関節の痛みが残存していると診断し、また、G医師は、障害の程度について、骨萎縮は認めず、疼痛が残存と述べている。当審査会としても、請求人の右足の疼痛は、決定書理由に説示するとおり、「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当すると認めるものの、当該神経症状は関節の機能障害と通常派生する関係にあると判断されることから、いずれか上位の等級により認定するものとなり、結局、請求人の右足に係る障害等級は第10級となるものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、請求人に残存する障害は障害等級第10級を超えるものとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。